

## 新潟市農業委員会農業委員等報酬額に関する要綱

(趣旨)

第1条 新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年新潟市条例第4号。以下「条例」という。)別表第1の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員(以下「農業委員等」という。)の報酬の額について、必要な事項を定めるものとする。

(農業委員等の報酬の額)

第2条 農業委員等の報酬の額は、基本給報酬額及び能率給報酬額とし、次に掲げるとおりとする。

職名	基本給報酬額	能率給報酬額
会長	月額 87,500円	月額 20,000円以内
会長職務代理者	月額 44,500円	
部会長	月額 38,000円	
部会長職務代理者	月額 30,000円	
委員	月額 23,000円	
農地利用最適化推進委員	月額 20,000円	

(能率給報酬額の算定)

第3条 前条に規定する能率給報酬額は、農業委員等が次に掲げる活動を行った場合において、1日につき6,000円として算定する。

- (1) 担い手への農地集積・集約化の推進活動
- (2) 遊休農地の発生防止・解消活動
- (3) 農地中間管理機構との連携活動
- (4) 新規参入の促進活動
- (5) 上記活動に必要な会議、その他農地利用の最適化に必要な活動

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月21日から施行し、この要綱による改正後の規定は、令和5年4月1日から適用する。